

障害福祉サービス



社会福祉法人 野栄福祉会
多機能型事業所 すてっぷ 辻内 理章

この講義のねらい

- 「障害者総合支援法」により受けられる各サービスの内容を理解する。
- 障害者・児をとりまく制度について理解する。
- 障害者・児が受けられる権利を理解する。

※障害者総合支援法の正式名称は

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と
いいます。

障害福祉サービスの体系

(介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業)

障害福祉サービス

個々の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、**個人に給付(支給決定)**が行われる。

国と地方公共団体が義務的に費用を負担する自立支援給付で、障害の種別にかかわらず**全国一律の共通した枠組み**によりサービスが提供される。

【介護給付費】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

【訓練等給付費】

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

地域生活支援事業

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて直営や委託等、柔軟な形態で実施することとされている事業。

障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、地域活動支援センター等

※**複数の利用者**への対応も可能⇒例:グループ支援型の移動支援等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの一統、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価(生活介護・施設・グループホーム等)
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算(I)【新設】1000単位/月 等＞
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化(施設等)
＜障害者支援施設等感染対策向上加算(I)【新設】10単位/月 等＞
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し(全サービス共通)
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
- 障害福祉現場の業務効率化(全サービス共通)
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改定
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

2 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上＞
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス(生活介護・短期入所)

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた 個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価(生活介護・施設・短期入所)
＜人員配置体制加算(Ⅰ)利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算(Ⅰ)180単位 ⇒ 270単位 等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

4 施設系・居住支援系サービス(施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】60単位/日等＞
- 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算(Ⅰ)【新設】1000単位/月 等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月・主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
＜中核機能強化加算【新設】22単位～155単位/日・中核機能強化事業所加算【新設】75単位～187単位/日＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位強度行動障害児支援加算 155単位/日、200又は250単位/日 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

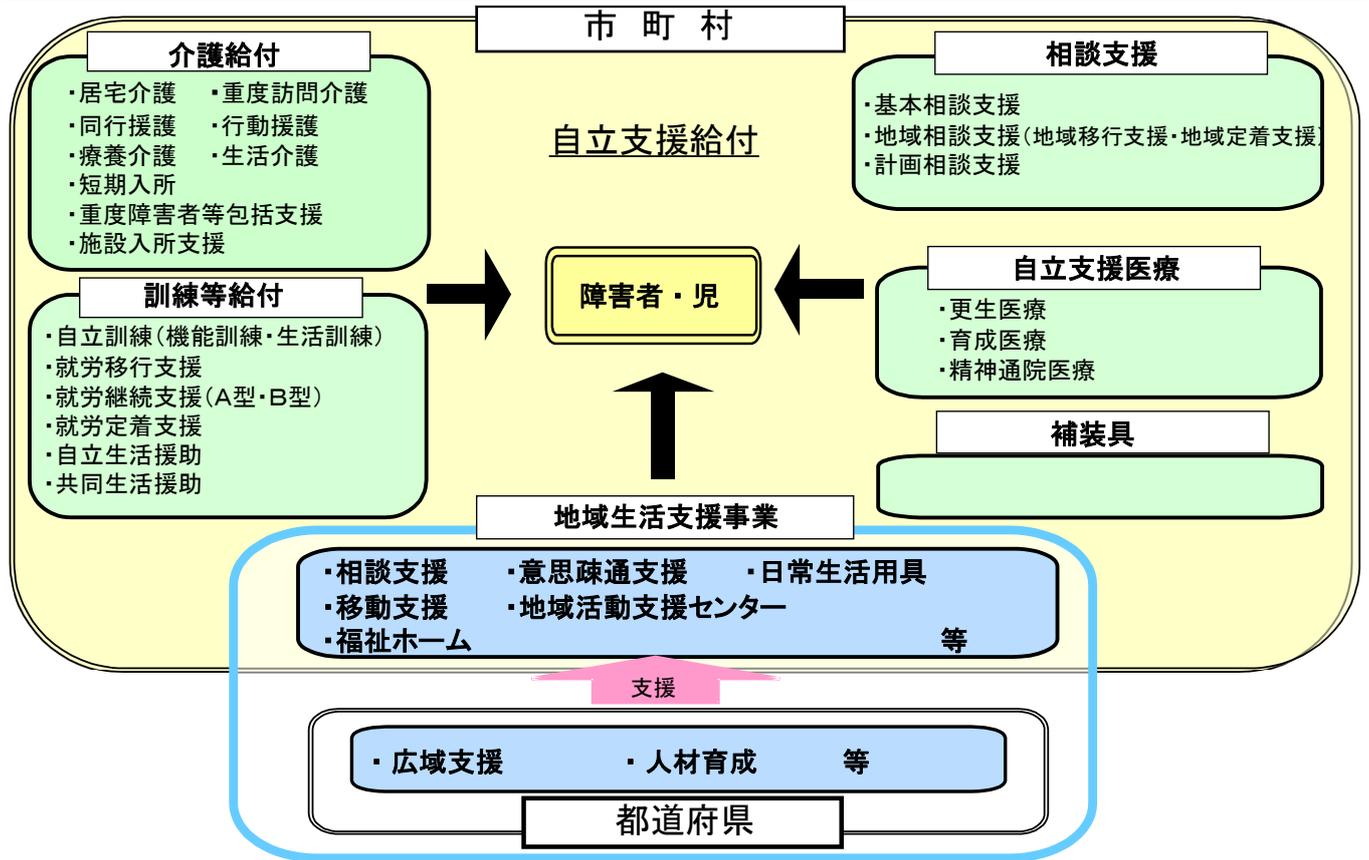
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

8 障害児支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(オンライン60単位)延長支援加算の見直し 等＞
- インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日 サテライト型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス
等報酬改定検討チーム 一部改変
※資料抜粋

障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	自宅、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	199,021	21,707
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,221	7,518
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,292	5,748
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,149	2,021
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	46,458	5,305
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	20,970	258
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	298,461	12,348
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,463	2,560	
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,271	290
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	167,465	12,318
訓練等給付 訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,177	189
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,155	1,310
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,543	2,989
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う	82,990	4,368
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う	322,414	16,003
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,220	1,533

(注) 1. 表 ①は障害者」「②は障害児」で被り利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設事業所数は令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援	児童発達支援	163,847	10,864
		医療型児童発達支援	1,666	87
		放課後等デイサービス	311,372	19,556
訪問系	障害児に係る給付	居宅訪問型児童発達支援	338	117
		保育所等訪問支援	15,613	1,534
入所系	障害児に係る給付	福祉型障害児入所施設	1,327	180
		医療型障害児入所施設	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援	232,366	9,823
		障害児相談支援	80,023	6,130
		地域移行支援	587	318
		地域定着支援	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっていない) ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断(支援区分を利用要件としていない)
 (注) 1. 表中の(丸)は障害者(丸)は障害児のみが利用できるサービスマークを付している。 2. 利用者数及び施設事業所数は令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

計画相談支援

○ **対象者** (平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ サービス内容

- 【サービス利用支援】
- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
 - 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成
- 【継続サービス利用支援】
- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
 - サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

- 相談支援専門員
- ※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価(基本報酬)(令和3年4月～)

機能強化型サービス利用支援費 (I)	1,864単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (I)	1,613単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (II)	1,764単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (II)	1,513単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (III)	1,672単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (III)	1,410単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (IV)	1,622単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (IV)	1,360単位/月
サービス利用支援費 (I)	1,522単位/月	(II)	732単位/月
継続サービス利用支援費 (I)	1,260単位/月	(II)	606単位/月

注) (継続)サービス利用支援費(I)については、利用者が40未満の部分について算定。(継続)サービス利用支援費(II)については、40以上の部分について算定

○ 主な加算(令和3年4月～)

初回加算(300単位)
 計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等にサービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価
 ※サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価(契約日からサービス等利用計画案の交付までが3ヶ月を超え、その日以後、3回を限度)

集中支援加算(①～③について各300単位/月)
 計画策定月及びモニタリング対象月以外において、地域生活を支援するための相談支援の提供を評価
 ①月2回以上の居宅等への訪問による面談(訪問)
 ②サービス担当者会議の開催(会議開催)
 ③関係機関が開催する会議への参加(会議参加)

居宅介護支援事業所等連携加算(①100単位、②③各300単位/月)
 障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価
 ①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②訪問 ③会議参加

高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価
 ・主任相談支援専門員配置加算(100単位/月)
 ・行動障害支援体制加算(35単位/月)
 ・要介護者支援体制加算(35単位/月)
 ・精神障害者支援体制加算(35単位/月)
 ・ピアサポート体制加算(100単位/月)

○ **請求事業所数** 9,823(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 232,366(国保連令和4年12月実績)

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
- ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加—サービス利用支援費 ※

報酬区分	相談支援専門員数	現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

● 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算 (支援困難事例等の課題の協議会への報告) 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

● 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算		

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本大の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乘せ等を認める。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- **利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。

(参考) 障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

(※) 施設・居住系: 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
訪問・通所系: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く)

(参考) 身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

地域移行支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和3月～)

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費 (I)	3,504単位/月
地域移行支援サービス費 (II)	3,062単位/月
地域移行支援サービス費 (III)	2,349単位/月

(I)の算定要件

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ② 前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③ 障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(II)の算定要件

- ① 上記①及び③を満たしていること。
- ② 前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験的な利用支援加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	

○ 事業所数 318(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 587(国保連令和4年12月実績)

地域生活支援拠点等の機能の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変

○障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援 拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充 実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算)100単位/日 * 拠点位置づけのみ(見直し後)短期入所(加算)**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。

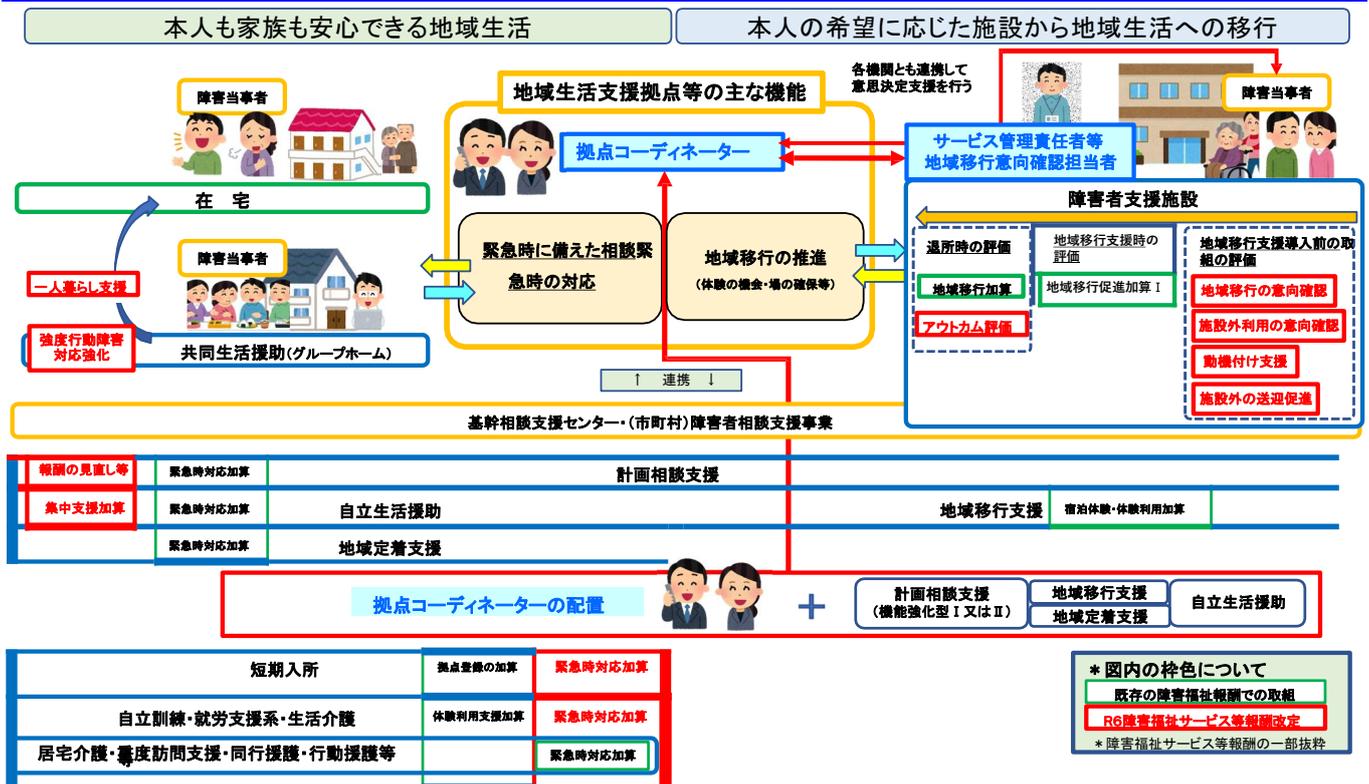
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**



障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像(イメージ)

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改変



↑ 連携 ↓
行政機関(障害福祉・高齢・保健等)・医療等の関係機関(自立支援)協議会等の協議の場

○ 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し(地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認)

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算5単位/日

② 基本報酬の見直し

○ 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例:利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

地域定着支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 居宅において単身で生活する障害者
 - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬	
地域定着支援サービス費	体制確保費 306単位/月(毎月算定) 緊急時支援費(Ⅰ) 712単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時支援費(Ⅱ) 95単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)
■ 主な加算	
日常生活支援情報提供加算 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合	100単位/回
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合	35単位/月
ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合	100単位/月
地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合	500単位/回

○ 事業所数 553(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 4,043(国保連令和4年12月実績)

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)	家事援助中心	通院等介助(身体介護なし)	通院等乗降介助
255単位(30分未満)～833単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算	105単位(30分未満)～ 274単位(1.5時間未満) 1.5時間以降309単位+15分を 増す毎に35単位加算	105単位(30分未満)～ 274単位(1.5時間未満) 1.5時間以降343単位+30分を 増す毎に69単位加算	1回101単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算) → サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価
--	---	---

○ 事業所数

21,707 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

199,021 (国保連令和 4年 12月実績)

重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
 - 入院中の病院等における意思疎通支援(区分6の者のみ) 等
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)

※ 重度障害者等包括支援対象者

・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型(筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))

・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

185単位(1時間未満)～1,412単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算) → サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価
---	--	---

○ 事業所数

7,518 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

12,221 (国保連令和 4年 12月実績)

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

- 外出時において、
- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
 - 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
 - その他外出時に必要な援助
- ※ 外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、令和6年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす)
・居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者等

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

190単位(30分未満)～628単位(3時間未満) 3時間以降693単位+30分を増す毎に65単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算(25%加算) → 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価	区分3の者に提供したときの加算(20%加算) → 障害支援区分3の者への支援を評価	区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算) → 障害支援区分4以上の者への支援を評価
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算(15%加算) → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 5,748 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 26,292 (国保連令和 4年 12月実績)

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・ 身体介護的対応
…便宜の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等) ※令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等) ※令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

258単位(30分未満)～2,540単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算) → 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価
---	---	--

○ 事業所数 2,021 (国保連令和 4年 12月実績) ○ 利用者数 13,149 (国保連令和 4年 12月実績)

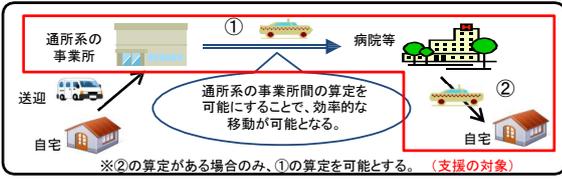
障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

出典 厚生労働省 高齢者家庭介護 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改定

①通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

【見直し後】



※②の算定がある場合のみ、①の算定を可能とする。(支援の対象)

②熟練従業員による同行支援の見直し(重度訪問介護)

○重度訪問介護における熟練従業員の同行支援をより評価する観点から、熟練従業員及び新任従業員の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%(合わせて170%)

【見直し後】

所定単位数の90%(合わせて180%)

○医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業員に限らず、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業員も、熟練従業員の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%(合わせて180%)

③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し(同行援護)

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業員の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

- 特定事業所加算(Ⅰ)要件①～③のすべてに適合 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算(Ⅱ)要件①及び②に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算(Ⅲ)要件①及び③に適合 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算(Ⅳ)要件①及び④に適合 所定単位数の5%を加算

- (要件)
- ①サービス提供体制の整備
 - ②良質な人材の確保
 - ③重度障害者への対応
 - ④中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業員の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【居宅介護利用者】				【重度訪問介護利用者】			
[現行]		[見直し後]		[現行]		[見直し後]	
区分1	6,280単位	区分6	28,230単位	区分4	28,430単位	区分4	28,940単位
区分2	7,130単位	障害児	13,010単位	区分5	35,630単位	区分5	36,270単位
区分3	9,010単位			区分6	50,800単位	区分6	62,050単位
区分4	14,040単位					区分6	22,910単位
区分5	20,570単位						

※通院等(乗降)介助ありの単位

※通院等(乗降)介助ありの単位

療養介護

○対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者
 - ・ 進行性筋萎縮症患者(筋ジストロフィー患者)又は重症心身障害者
 - ・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
 - ・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
 - ③ ①及び②に準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者

■平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○サービス内容

■病院等への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供

■利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

○報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬(利用定員・配置人員等に応じた単位の設定) ※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。

361単位～965単位

■ 主な加算

地域移行加算(500単位)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数

258 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

20,970 (国保連令和 4年 12月実績)

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算(入院前に1回を限度)

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携(イメージ)

医療と福祉の連携

【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・入院する障害者の障害特性等の伝達(障害の状態、介護方法(例: 体位変換、食事、排泄)など)
 - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・重度訪問介護の制度(目的、内容)
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・医療機関の入院規則
 - ・感染対策(体温等の確認、マスク装着の徹底)
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認(コミュニケーション支援の範囲の確認)
 - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応(ベッド等の配置など)
 - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
 - サービス管理責任者
 - 生活支援員等 6:1~3:1

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬 基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定				
■ 定員2人以上40人以下の場合				
(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※ 未判定の者を含む
1,147単位	853単位	585単位	524単位	476単位
■ 主な加算				
人員配置体制加算 (33~265単位) → 直接処遇職員を加配(1.7:1~2.5:1)した事業所に加算 ※ 指定生活介護事業所は区分5・6 準ずる者が一定の割合を満たす必要	訪問支援特別加算 (187~280単位) → 連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居室を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)	延長支援加算 (61~92単位) → 営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)		

○ 事業所数

12,348 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

298,461(国保連令和 4年 12月実績)

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改定

① 基本報酬区分の見直し(サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し)

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
- 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6単位/日
常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し(利用定員規模ごとの基本報酬の設定)

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

※施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1)延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2)延長時間1時間以上の場合	92単位/日

【見直し後】

(1)所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2)所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3)所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4)所要時間12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

出典 厚生労働省 こども家庭庁 令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改定

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設。 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手法等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- **福祉型(障害者支援施設等において実施可能)**
 - ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
- **福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)**
 - ※ 看護職員を常勤で1人以上配置
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児
- **医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)**
 - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能
 - ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる
- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)

→ 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単価の設定

169単位～903単位

福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)

→ 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合

370単位～1,104単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴う場合)

→ 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合

1,747単位～3,010単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)

(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合)
→ 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合

1,266単位～2,835単位

■ 主な加算

単独型加算(320単位)

→ 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所受入加算(福祉型180単位、医療型270単位)

→ 緊急時の受入れを行った場合
定員超過特例加算(50単位)

→ 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)

特別重度支援加算

(610単位/297単位/120単位)

→ 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ **事業所数 5,305**(うち福祉型強化:419 医療型:308)

○ **利用者数 46,458**

(国保連 令和4年12月)

重度障害者等包括支援

○ 対象者

	類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)	・ 筋ジストロフィー ・ ALS ・ 脊椎損傷 ・ 遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・ 重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅱ類型)		・ 強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス(重度障害者等包括支援、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・ 相談支援専門員の資格を有する者
 - ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 203単位(1時間未満)～2,403単位(12時間未満) ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 953単位/日 ○ 共同生活介護 1,003単位/日

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算)

→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(48単位加算)

○ **事業所数**

10(国保連令和 4年 12月実績)

○ **利用者数**

45(国保連令和 4年 12月実績)

施設入所支援

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
 - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
②重症心身障害者
- (II) 強度行動障害者に対する支援
→ (一)体制を整えた場合[7単位]
(二)夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
・ 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
・ 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
・ 利用定員が61人以上の場合[39単位]

○ 事業所数

2,560 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

124,463 (国保連令和 4年 12月実績)

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者(具体的には次のような例)
- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
 - ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
 - 看護職員(1人以上(1人は常勤))
 - 理学療法士又は作業療法士(1人以上)
 - 生活支援員(1人以上(1人は常勤))
- 6:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	815単位	利用定員61～80人	664単位
" 21～40人	728単位	" 81人以上	626単位
" 41～60人	692単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	255単位
所要時間1時間以上の場合	584単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算

- (I) 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 48単位
(II) その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

就労移行支援体制加算

- 自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合
- | | | | |
|-----------|------|------------|------|
| 利用定員20人以下 | 57単位 | 利用定員61～80人 | 10単位 |
| " 21～40人 | 25単位 | " 81人以上 | 7単位 |
| " 41～60人 | 14単位 | | |

○ 事業所数

189(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数

2,177(国保連令和4年12月実績)

自立訓練(生活訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上
(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬			
通所による訓練		訪問による訓練	
利用定員20人以下	748単位	所要時間1時間未満の場合	255単位
" 21～40人	668単位	所要時間1時間以上の場合	584単位
" 41～60人	635単位	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	750単位
■ 主な加算			
個別計画訓練支援加算		就労移行支援体制加算	
社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合		自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合	
19単位		利用定員20人以下	54単位
		" 21～40人	24単位
		" 41～60人	13単位
		利用定員61～80人	9単位
		" 81人以上	7単位

○ **事業所数** 1,310(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 14,155(国保連令和4年12月実績)

〔宿泊型自立訓練〕

○ 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者（具体的には次のような例）

- ① 特別支援学校を卒業した者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
- ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬			
標準利用期間中の場合	271単位、	標準利用期間を超える場合	164単位
■ 主な加算			
夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)		精神障害者地域移行特別加算	
(Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合		精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合	
448単位～46単位		300単位	
(Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合		強度行動障害者地域移行特別加算	
149単位～15単位		障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合	
(Ⅲ)夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合		300単位	
10単位			

○ **事業所数** 230(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 2,958(国保連令和4年12月実績)